

霧島リノベーションまちづくり実行協議会屋台貸出要領

(目的)

第1条 本事業は、霧島リノベーションまちづくり実行協議会（以下「協議会」という。）が取り組むリノベーションまちづくりの推進にあたり、イベント等での小商いやPRに活用できる屋台を貸し出すことにより、起業トライアルの機会創出による起業促進と公共施設及び公共空間の利活用によるまちの賑わいづくりを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 屋台の貸出対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 協議会又は協議会の構成団体が主催する事業
- (2) 市内で開催するイベント等の主催者（団体等の代表者）
- (3) その他、協議会の会長（以下「会長」という。）が認める者

(貸出の条件)

第3条 屋台を貸出できる活動は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市外で行う活動
- (2) 政治的又は宗教的活動
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (4) 法令または公序良俗に反する活動
- (5) その他会長が不相当と認める活動

2 使用者は、活動の様子やリノベーションまちづくりの取組みを、SNSやHP等のメディアを使って情報発信する。

(貸出の手続き)

第4条 貸出の手続きは次のとおりとする。

- (1) 屋台の貸出を希望する者は、「屋台貸出申請書（様式1号）」を協議会に提出するものとする。
- (2) 申請は使用日の属する月の前々月の初日からとする。
- (3) 協議会は、貸出状況、貸出要件の的確性等により貸出可能と認められた場合には、申請者へ通知する。
- (4) 使用者は、返却時に「活動報告書兼返却届（様式2号）」を提出する。
- (5) その他、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

(貸出の期間)

第5条 貸出期間は、借用日、返却日を含み7日間までを原則とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

(経費負担)

第6条 屋台の貸出料は有償とし、使用する日数あたり2,000円/台とする。

- 2 屋台の貸出料は、申請時に納入するものとする。
- 3 屋台の運搬等に要する経費は使用者の負担とする。

(貸出中の管理等)

第7条 使用者は、協議会が指定する場所において、屋台を直接借用し、返却しなければならない。

- 2 借用及び返却は、原則として祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までとし、あらかじめ協議会と調整するものとする。
- 3 使用者は、保管及び使用期間中は、屋台が雨や強風にさらされることのないよう注意しなければならない。
- 4 使用者は、返却時に屋台に破損・紛失等がないか十分に確認しなければならない。屋台を破損・紛失等が判明した場合には、速やかに協議会に報告する。

(貸出停止等)

第8条 協議会は、やむを得ない事由により、貸出不能となった場合、貸出承認後であっても、承認を取り消すことができる。

- 2 協議会は、使用者が次の一つに該当した場合は貸出を停止、拒否することができる。
 - (1) 屋台を目的以外の用途に使用したとき
 - (2) 貸出期間を過ぎても返還しなかったとき
 - (3) 屋台を転貸したとき又はその恐れがあるとき

(費用弁償)

第9条 通常の使用範囲内におけるキズや汚れ等については、一切の費用請求は行わないものとする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により屋台を破損・紛失等した場合は、その修繕等にかかる費用の実費を使用者が負担する若しくは原形に復し返還するものとする。

(事故責任)

第10条 屋台の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、協議会は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、屋台の貸出について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和2年10月29日から施行する。